

## 議案第 80 号

### 上告の提起及び上告受理の申立てについて

次のとおり東京高等裁判所平成 21 年（ネ）第 3042 号損害賠償請求控訴事件の判決に不服のため上告の提起及び上告受理の申立てをすることについて議決を求める。

#### 1 相手方

#### 2 事件名 損害賠償請求控訴事件

#### 3 事件の概要

公平委員会が違法な規則（管理職員等の範囲を定める規則）を維持したことにより労働組合に加入する権利が侵害されたとして、相手方から市を被告として、平成 20 年 2 月 13 日さいたま地方裁判所に損害賠償を請求する訴えが提起された。平成 21 年 4 月 22 日さいたま地方裁判所は相手方の請求を棄却する判決を言い渡したが、相手方がこれを不服として控訴していたものである。

#### 4 判決言渡年月日 平成 22 年 8 月 25 日

#### 5 判決主文

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
  - ア 被控訴人は、控訴人に対し、金 10 万円を支払え。
  - イ 控訴人のその余の請求を棄却する。
- (2) 控訴費用は、第 1、2 審を通じてこれを 3 分し、その 2 を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

平成 22 年 9 月 6 日 提出

北本市長 石 津 賢 治